

(介護予防) 訪問リハビリテーション

I 概 要

- 訪問リハビリテーション・・・・・・・・居宅等において介護を受ける要介護者について、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションをいいます。
- 介護予防訪問リハビリテーション・・・・居宅等において支援を受ける要支援者について、介護予防サービス計画等に定める期間に行われる、介護予防を目的とした、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいいます。
- 訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションは、同一の事業所において一体的に運営することができます。

II 指 定 基 準

1 人 員 基 準

区 分	基 準
医師	・専任の常勤医師1人以上
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	・1以上

《留意事項》

【医 師】

- ・指定（介護予防）訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。
- ・指定（介護予防）訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件を満たしていることになります。

2 設備基準

区 分	基 準
事業所	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であること
専用の区画	・必要な広さ
設備・備品	・訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品

《留意事項》

【専用の区画】

事務室については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。

【設備・備品】

訪問リハビリテーションに必要な設備及び備品等を備えていることが必要ですが、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における診療用に備え付けられたものを使用することもできます。

3 運営基準

区 分	基 準
利用料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用料（介護報酬の1割～3割） 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料（介護報酬の10割相当） 3 利用者の選定により「通常の事業の実施地域以外」で行う場合の交通費
（介護予防）訪問リハビリテーション計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成すること（居宅（介護予防）サービス計画の内容に沿って）。 2 （介護予防）訪問リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 3 （介護予防）訪問リハビリテーション計画は利用者に交付すること。 4 （介護予防）訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。 5 居宅（介護予防）サービス計画を作成している指定居宅介護（介護予防）支援事業者から（介護予防）訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、協力するよう努めること。
運営規程	<p>事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 虐待の防止のための措置に関する事項（＊経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 7 その他運営に関する重要事項

勤務体制	適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供できるよう事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めること。
業務継続計画の策定等	感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること。（*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）
掲示	事業所の見やすい場所に次に掲げる重要事項を掲示等すること。 1 運営規程の概要 2 従業員の勤務の体制 3 その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
地域との連携	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めること。
苦情処理体制	利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置し、苦情を処理するための体制及び手順等を定めること。
事故対応	事故が発生した場合には、市町村、その利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずること。
記録の整備	利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。

【勤務体制】

- 勤務表は、原則として月ごとに作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしてください。
- 従業員は、雇用契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にあることとしてください。

4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成25年静岡県条例第25号)
- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
(平成25年静岡県規則第9号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成25年静岡県条例第28号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
(平成25年静岡県規則第13号)

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijyunnyourei0328.html>

Ⅲ 介護給付費算定に係る基準等

◎ 訪問リハビリテーション費の算定構造

- ・ 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合は、訪問リハビリテーション費は算定できません。
- ・ 指定訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治医(介護老人保健施設の医師を除く)が当該者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から 14 日間に限って、訪問リハビリテーションは算定できません。
- ・ 指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所と同一建物に居住する利用者又は指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合には、所定単位数の 90%になります。

また、指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所と同一建物に居住する 1 月当たりの利用者が 50 人以上の場合は、所定単位数の 85%になります。

1 施設等の区分

事業所の区分
1 病院又は診療所
2 介護老人保健施設
3 介護医療院

2 その他

これ以外の介護給付費の算定に関しては、

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)

を確認してください。

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>